

令和 2 年 度

伊 那 中 央 行 政 組 合 一 般 会 計 予 算

令和2年度伊那中央行政組合一般会計予算

令和2年度伊那中央行政組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,867,300千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月18日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,823,740
	1 分担金	1,095,253
	2 負担金	728,487
2 使用料及び手数料		20,897
	1 使用料	19,996
	2 手数料	901
4 財産収入		3,663
	1 財産運用収入	3,663
5 繰越金		7,000
	1 繰越金	7,000
6 諸収入		12,000
	1 雑収入	12,000
歳入合計		1,867,300

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		296
	1 議会費	296
2 総務費		38,142
	1 総務管理費	38,142
3 病院費		1,655,812
	1 病院事業費	1,655,812
4 し尿処理費		163,068
	1 総務管理費	71,214
	2 施設管理費	91,854
6 最終処分場費		4,451
	1 最終処分場費	4,451
7 公債費		531
	1 公債費	531
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,867,300

令和 2 年度

伊那中央病院事業会計予算

令和2年度伊那中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度伊那中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

一般病床	回復期リハビリ テーション病床	感染症病床	計
354 床	36 床	4 床	394 床

(2) 年間患者数

イ 入院患者数	120,998 人
ロ 外来患者数	218,700 人

(3) 1日平均患者数

イ 入院患者数	331.5 人
ロ 外来患者数	900 人

(4) 主要な建設改良事業

施設整備	85,582千円	医療器械・備品整備	534,274千円
------	----------	-----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	13,388,317 千円
第1項 医業収益	12,830,326 千円
第2項 医業外収益	557,991 千円

支 出

第1款 病院事業費用	13,940,006 千円
第1項 医業費用	13,561,969 千円
第2項 医業外費用	372,886 千円
第3項 特別損失	4,151 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額183,332千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,781千円及び過年度分損益勘定留保資金126,551千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,920,039 千円
第1項 企業債	608,700 千円
第2項 出資金	911,339 千円

第6項	有価証券償還金	400,000千円
支 出		
第1款	資本的支出	2,103,371千円
第1項	建設改良費	624,596千円
第2項	企業債償還金	1,478,775千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	1		千円		千円
資本的支出	建設改良費	大型回転ドア更新	29,590	令和2年度	0
				令和3年度	29,590

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業	千円 608,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる資金に ついて、利率見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。

(一時借入金及び短期貸付金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。また、組合の構成市町村に対して当該年度内に返還することを条件として貸出することができる短期貸付金の限度額を、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費	7,593,057千円
(2) 交際費	961千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,977,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	多目的X線TV装置	一式
	〃	調剤システム	〃
	〃	循環器用超音波診断システム	〃
	〃	アブレーションシステム	〃
	〃	内視鏡手術用支援ロボット	〃

令和2年3月18日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝